

川社障発 第2252号
令和5年3月23日

就労継続支援事業所
就労移行支援事業所 管理者 様

障 害 福 祉 課 長

在宅でのサービス利用に関する取扱いについて（通知）

日頃から川口市の障害福祉行政の推進にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度報酬改定において、在宅でのサービス利用要件が変更となりましたが、それらの要件に加え本市における利用要件を以下の通りといたします。

記

1 利用者要件について

「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」において、利用者要件は「在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者」と定められております。

本市においては在宅でのサービス利用（以下、在宅支援）による支援効果の有無を判断するため、事業者には以下の4点をお願いいたします。

- ①在宅支援が適切かどうか、あらかじめ担当ケースワーカーと電話等で相談・協議し、在宅支援の必要性を共有すること。また、計画相談利用者については、指定特定相談支援事業所の意見、評価を考慮すること。
- ②個別支援計画を作成する際に、あらかじめ在宅支援を行う旨を盛り込むこと。
- ③「在宅サービス利用計画書」を提出すること。
- ④月に1回以上、対面での面談もしくは訪問等を実施すること。

2 事業所要件について

「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」において、事業所要件のイの中に「1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。」とありますが、「作業または訓練開始、終了の際にそれぞれ1回ずつ計2回の連絡を取り合い、それ以外にも必要に応じ助言又は進捗状況確認等のため連絡を取り合った上で日報作成を行うこと」といたします。

例：10時サービス利用または提供開始

15時サービス利用または提供終了の事業所の場合

10時に1回、15時に1回合計2回の連絡 …○

11時に1回、15時に1回合計2回の連絡 …×

10時に1回、11時に1回、15時に1回合計3回の連絡 …○

3 実績記録表の記入方法について

①在宅支援を行った日の開始時間、終了時間は本通知の「2 事業所要件について」にてお願いした作業開始、終了の際に連絡をした時間をご記入ください。

②在宅支援を行った日の備考欄に「在宅支援」とご記入の上、1日2回を超えた対応（支援）があったことについて利用者の確認を受けてください。

以上

【問い合わせ先】

障害福祉課 支援係 支給決定担当

電話：048-259-7926